

生成AIに関する各国の対応について

資料4

※各国の規定の内容及び動向は公表情報に基づく事務局調べ

| | 著作権法 | 他の法制等 |
|----------|--|---|
| 日本 | <p>著作権法において、</p> <ul style="list-style-type: none">● 「(情報解析の用に供する場合等の)著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」の場合(第30条の4)● 「電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等」の場合(第47条の5) <p>について権利制限規定を設けている</p> | <p>総務省・経産省において、事業者向けの既存のAIに関するガイドラインを改訂・統合した「新AI事業者ガイドライン」の検討が進められている</p> |
| 欧州連合(EU) | <p>デジタル単一市場における著作権及び隣接権に関する指令(DSM指令)において、TDM(Text Data Mining)※に著作物を用いる場合について権利制限規定を設けている(第3条、第4条)</p> <p>(※文章、画像等のデジタル形式の情報に対する自動的な情報分析(前文第8項))</p> <ul style="list-style-type: none">● 第3条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】研究組織及び文化遺産機関 / 【目的】学術研究 / オプトアウト規定なし● 第4条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】限定なし / 【目的】限定なし / 権利者による複製権の留保が可能※ (※オンラインコンテンツのオプトアウトは機械可読な方法に限る等の限定あり) | <p>AI規則(AI Act)において、生成AIについての規制創設を検討(2023年10月現在、審議中)</p> <ul style="list-style-type: none">● 透明性義務の遵守● 違法なコンテンツの生成に対する適切な保護手段を確保するよう基盤モデルを訓練等すること● 著作権法で保護された学習用データの使用に関する十分に詳細な要約の文書化・公開● 「ディープフェイク」を生成等する場合、コンテンツが人為的に生成等されたことの開示 |
| アメリカ | <p>連邦著作権法において、「フェア・ユース」に該当する場合は著作権の侵害とならないとする権利制限規定を設けている(第107条)</p> <p>フェア・ユースとなるか否かの考慮要素には、以下のものを含む。</p> <ol style="list-style-type: none">① 使用の目的及び性質(使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的かを含む)② 著作物の性質③ 著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性④ 著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響 | <p>ホワイトハウスにおいてAI開発企業等7社が、AIの安全性、セキュリティ、信頼性などを内容とする「自発的誓約」(Voluntary Commitments)を実施(2023年7月21日)</p> <p>また、連邦議会において生成AIに関する法整備に向けた動きが進行しているとの報道がある(NHK等)</p> |

生成AIに関する各国の対応について

※各国の規定の内容及び動向は公表情報に基づく事務局調べ

| | 著作権法 | 他の法制等 |
|------|--|--|
| ドイツ | <p><u>著作権法</u>において、TDMに著作物を用いる場合について権利制限規定を設けている(第44b条、第60d条)</p> <ul style="list-style-type: none">● 第44b条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】限定なし / 【目的】限定なし / 権利者による複製権の留保が可能※ (※オンラインコンテンツのオプトアウトは機械可読な方法に限定)● 第60d条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】研究組織、文化遺産機関及び非営利の個人研究者 / 【目的】非営利 / オプトアウト規定なし | <p>(※EU全体の動きとして前掲) AI規則(AI Act)において、生成AIについての規制創設を検討(2023年10月現在、審議中)</p> |
| イギリス | <p><u>著作権法</u>において、テキスト及びデータのコンピュータ解析に著作物を用いる場合について権利制限規定を設けている(第29A条)</p> <p>【主体】限定なし / 【目的】非営利の研究 / オプトアウト規定なし</p> <p>また、「<u>一時的複製物</u>」※の作成について権利制限規定を設けている(第28A条) (※過渡的若しくは付随的であって、科学技術のプロセス(工程)の必要不可欠の部分であり、①仲介者による第三者間のネットワークにおける著作物の送信、②著作物の適法使用のいずれかを可能とすることを唯一の目的とし、かつ、独立した経済的意義を有しない複製物)</p> | <p>生成AIと著作権に関する「実践規範」(Code of Practice on Copyright and AI)の策定に向け、AI開発者、著作物の権利者、テクノロジー産業界の代表者、研究者等を交えたワーキンググループによる検討が進められている。</p> <p>なお、この実践規範は、各当事者が自発的に遵守する性質のものでされているが、産業界が自ら状況改善のための適切な措置を講じない場合は、立法により対応することを排除するものではないとされている。</p> |